

回 (年度)	問 題
第76回 (8年)	問 1 (30点) 居住者甲は、卸売業を営んでおり、取引先に自動車で商品を配達している途中で、不注意で交通事故を起こした。そのため、その相手方に怪我に対する損害賠償金を支払った。 別日に、同じく商品を配達している途中で、交通事故にあい、甲は怪我を負うとともに配達中の商品が破損した。そのため、相手方が契約する損害保険会社から、怪我に対する損害賠償金及び商品に対する損害賠償金（商品の販売価額相当額）を受け取った。 また、この交通事故により配達に使用する自動車が破損し修理に1か月を要したので、相手方が契約する損害保険会社から、1か月間休業することに対する休業補償金（1か月分の売上を補償するもの）を受け取った。 上記設例を前提として、(1)～(3)の問に回答しなさい。 (1) 甲が支払った損害賠償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。 (2) 甲が受け取った怪我に対する損害賠償金、商品に対する損害賠償金の所得税法上の取扱いについてそれぞれ簡潔に説明しなさい。 (3) 甲が受け取った休業補償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。 問 2 (20点) 令和8年1月から個人事業主として飲食業を営む居住者甲は、令和8年分から青色申告の承認を受けており、令和8年分所得税確定申告において青色申告特別控除65万円の適用を受けたいと考えている。甲は、開業から一貫して会計ソフトを利用して複式簿記で記帳し、仕訳帳及び総勘定元帳を作成している。なお、利用する会計ソフトは、入力した取引の内容の訂正・削除履歴が残らず、また、その取引の日付等を検索する機能を有していない。 確定申告書の提出は、会計ソフトを利用して作成した貸借対照表と損益計算書を書面の確定申告書に添付して確定申告期限内に行う予定である。 この場合において、甲が青色申告特別控除65万円の適用を受けるために実施すべきことを、65万円控除の要件を明らかにして簡潔に説明しなさい。 なお、青色申告特別控除65万円の適用を受けるための方法が複数ある場合には、全てに言及すること。